

職場の未来のために活用しませんか



京都市

インターンシップ



促進補助金



中小企業等が実施する  
インターンシップに係る  
企画・広報・実施等の経費を補助します。

インターンシップは

「大手ではない小規模ならでの働きたくなる職場の魅力」を、学生等の若者に直に伝え、採用につなげるきっかけになります。

インターンシップを今年度既に実施した場合も、これから実施する場合(来年度以降を含む)も申請可能ですので、ぜひご活用ください！

補助対象期間

令和5年4月1日(土)～令和6年2月15日(木)

- 令和5年4月1日以降のインターンであれば、実施済でも申請できます。
- 令和6年2月16日以降に実施予定のインターンの準備に係る経費も対象になります。

申請受付期間

令和5年11月1日(水)～令和5年12月28日(木)

問い合わせ先  
・  
書類提出先

京都市インターンシップ促進補助金事務局(株式会社アイシーエル)

Tel: 0120-145-101

Mail: renraku@icl-web.co.jp

〒600-8413

京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階

月～金曜日/9:00～18:00

(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は休み)

## 補助金の詳細・ 申請に必要な書類

以下のURLより確認ください

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000319098.html>



## 補助対象者

- 京都市内に事業所を有する企業・団体等又は個人事業主
  - 雇用保険法に規定する適用事業の事業主
  - 市税の滞納がない事業主
- ※中小企業等に該当しない企業は対象外

## 補助率及び 補助限度額

- 補助率:対象経費の4/5以内
- 補助限度額:1社あたり20万円以内

## 申請から補助金支払いまでの流れ

### 1 交付申請

【令和5年11月1日～令和5年12月28日】  
交付申請書類の提出(メール又は郵送)

### 2 審査・通知

内容の審査後、交付決定通知書の交付

## インターンシップの企画・広報・実施等の事業完了

※インターンシップを今年度既に実施した場合も、これから実施する場合(来年度以降を含む)も申請可能です。詳細は、上部URLをご確認ください。

### 3 完了・実績報告

事業実績報告書兼請求書・添付書類等の提出

### 4 金額決定・通知

内容の審査後、交付額決定通知書の交付

### 5 振込・支払い

請求書指定口座に振込